

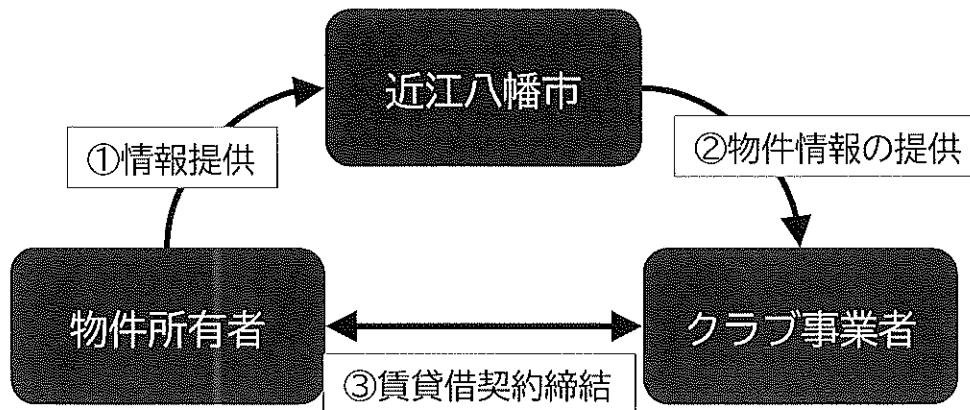
近江八幡市放課後児童クラブ用物件マッチング事業（案）

■ 事業のねらい・概要

需要の多い地域における放課後児童クラブの整備を促進するため、物件の放課後児童健全育成事業への活用を望む物件所有者のニーズと、事業に適した物件を探している事業者のニーズをつなぐため、放課後児童クラブ整備候補物件を募集する

令和4年度新規

■ 事業の流れ



■ 募集内容

- ・ 土地付き建物又はビル・テナント等
- ・ 面積は、床面積概ね100m²以上（専用区画1.65m²/人以上）※定員確保の観点から、より広い物件が望ましい
- ・ 対象となる小学校から歩いて通える距離であること
- ・ ※安全の観点から、学校からの距離が近い方が望ましい
- ・ 関係法令（建築基準法、消防法、バリアフリー法等）及び市のガイドラインの基準を満たすこと 等
- ・ 法令・ガイドラインに適合させるための設備の改修にあたっては、事業者は子ども・子育て交付金（内閣府）等の各種補助金を受けることができる

■ 募集の対象地域

- ・ 施設の需要が高まっている／見込みがある小学校区

■ 物件所有者の条件

- ・ 市税等の滞納がない、暴力団関係者でない等（不適格要件を設定）者
- ・ 物件情報を事業者に提供することに同意する者
- ・ 事業者と10年以上の賃貸借契約に応じる者（補助金の財産処分関係）、など

■ 実施期間（スケジュール）

- ・ 通年実施
- ・ 令和5年4月の開設を目指す場合、利用者募集を令和4年11月初旬に行う予定なので、概ね10月中旬までに事業者と物件所有者との交渉が成立している必要がある

■ その他

- ・ 物件所有者の同意及び事業者の求めにより、市は物件情報を事業者に提供するが、賃貸借に関する協議や契約締結については、物件所有者と事業者の責任において実施していただくため、両者間でトラブルが発生しても市は一切の責を負わない
- ・ 本事業の実施にあたっては、実施要綱・様式等を別に作成する